

福島第一原子力発電所5号機の安全確保に係る取組状況について

平成17年6月6日

東京電力(株)福島第一原子力発電所5号機(以下「当該機」という。)は、平成16年11月10日から平成17年6月上旬までの予定で原子炉を停止し、第20回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおり。

事業者においては、今停止期間中に、原子炉再循環系配管等の応力腐食割れ対策、タービン系配管肉厚の計画的な点検に加え、他プラントの減肉事象を踏まえた類似箇所の点検等、トラブル再発防止対策や予防保全的補修工事等の取組みが進められ、また、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

県は、これまで、安全確保にかかる事業者の取組みを発電所の運営管理全体に浸透、定着させていくために、更なる情報公開の徹底や企業システム全体の改善など、風通しが良く透明性の高い発電所運営を行う必要性について指摘してきた。

事業者においては、今後、起動試験を実施する際にも、さきに福島第一原子力発電所3号機の起動準備を含む起動時においてトラブルが頻発したことにも鑑み、各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、高経年化が進む中で、県のこれまでの指摘を踏まえ、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。